平成２２年（フ）第３９３９号
北海道江別市野幌若葉町27番地の４
債務者　清水　一男
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３９７９号
北海道江別市あけぼの町11番地　Ｂ５―21
債務者　塩原千代子
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４０１５号
札幌市東区中沼西３条１丁目２番12号
債務者　澤井　啓一
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４０６１号
札幌市東区北24条東18丁目４番13―407号
債務者　横道　　剛
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４１０７号
札幌市南区澄川１条４丁目２番１号　パルコート澄川106号
債務者　千田　敏江
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４１１０号
札幌市南区藤野４条９丁目６番14号
債務者　松本　浩幸
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第９３号
札幌市東区伏古９条２丁目10番21号　エスコート201号
債務者　山本　直美（旧姓木澤）
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１５０号
札幌市白石区菊水１条４丁目４番15―305号
債務者　佐藤　　純
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１７７号
札幌市白石区菊水２条１丁目５―11　モア菊水202号、住民票上の住所函館市末広町20番15号
債務者　伊藤加代子
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２１０号
札幌市中央区南10条西８丁目３番５号　プロス108―103号
債務者　伊藤　彰信
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２１５号
札幌市西区発寒13条３丁目１番26―303号
債務者　佐藤　智行
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２５４号
札幌市中央区南10条西９丁目１番１号　川上マンション11号
債務者　今村　律子
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３号
北海道虻田郡洞爺湖町栄町93番地５
債務者　片岸　裕美
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２３年（フ）第１８号
北海道登別市幌別町８丁目14番地５　東団地76Ｒ―２―206号室
債務者　但木　達哉
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２３年（フ）第１９号
福島県会津若松市門田町大字飯寺字村西864番地の73
債務者　斎藤　真人
1　決定年月日時　平成23年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２３年（フ）第４０号
群馬県高崎市飯塚町286番地２
債務者　山崎　　進
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第４号
埼玉県入間市牛沢町８番７号　ウイングスＢ101
債務者　新居　光孝
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部